

中学校歴史教科書比較表 (独自調査)

トピック	東京書籍	日本文教出版	教育出版	帝国書院	山川出版	学び舎	育鵬社	自由社
	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：× (※)
(1) 稲作開始	朝鮮半島から移り住んだ人々によって稲作が九州北部に伝えられ、やがて東北地方にまで広がりました。(32頁)	九州北部では、縄文時代ごろの土器とともに、水田のあとが見つかっています。稲作は、中国大陸や朝鮮半島南部から渡来した人々によって、まず九州に伝えられたようです。(30頁)	単元7【楽浪の海中に倭人あり】 ■稲作の伝来 紀元前8世紀ごろから、人々が新たな土地を求めて、朝鮮半島などから九州北部に渡ってきました。これらの人々は、水田での稲作や農具、新たなつくりの土器などの大陸の文化を日本列島に伝えます。(32頁)	単元1【縄文から弥生への変化】 ■稲作が広まった弥生時代 縄文時代の終わりごろ、中国や朝鮮半島などから北九州へ渡来した人々が稲作を伝え、稲作は西日本から東日本へと広まっていきました。(27頁)	単元2「稲作の広まりと弥生文化」 ■稲作と弥生文化 縄文時代の終わりごろ、朝鮮半島まで広がっていた水田による稲作が、九州北部に伝わった。(30頁)	■石包丁で穂をつみとる 稲作の技術や、種もみ・道具をもった人たちが、朝鮮から海をわたってきました。(28頁)	単元5【稲作・弥生文化と邪馬台国】 ■弥生文化の成り立ち 大陸や朝鮮半島から伝わった水田稲作は、縄文時代の終わりごろに北九州で本格的に始められました。(34頁)	【自然の恵みと縄文文化】 稲作は、長江下流域から直接伝来した説と朝鮮半島経由など諸説あります。(31頁) ※検定で上記のように修正を強いられました
	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：○	評価：○
(2) 聖徳太子の外交	さらに、隋の進んだ制度や文化を取り入れようと、607年に小野妹子などを送り、(37頁)	ヤマト王権は、中国を統一した隋に使節を送り、国交を結ぼうとしました。(40頁)	また、隋との国交を開き、中国から進んだ文化を取り入れようとして、小野妹子らを遣隋使として派遣しました(41頁) ・資料として「倭の王(天皇)から隋の煬帝に送られた手紙」(40頁)	このように国内の政治が整うと、太子は隋へ、小野妹子らを遣隋使として遣わしました。 そして隋の進んだ政治のしくみや文化を取り入れるため、正式な国交をめざしました。(37頁) ・「日出処天子」が資料として引かれる。(37頁)	607年に再びヤマト政権は小野妹子らを遣隋使として派遣し、隋の皇帝に国書を送った。この国書は、倭と隋が対等な形式で書かれたため無礼とされたが、高句麗と対決していた隋は、… …倭との国交を結んだ。(37頁)	607年、小野妹子は高い地位の冠をつけて、遣隋使として派遣されました。(38頁)	607年、隋の皇帝あての手紙を妹子に託し、その中で、わが国が隋と対等な国であることを強調しました。(47頁)	このときの隋の皇帝にあてた国書(国の正式な手紙)には、「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無きや」と書かれていました。太子は、手紙の文面で対等の立場を強調することで、隋に決して服属しないという決意を表明しました。(46頁)
	評価：×	評価：○	評価：○	評価：×	評価：○	評価：○	評価：○	評価：○
(3) 元寇	この二度の襲来(元寇)の後も、元は日本への遠征を計画しましたが(76頁)	「元の襲来」(83頁)	「⑦海から押し寄せる元軍▶元寇と鎌倉幕府の滅亡」の見出し(74頁)	この抵抗が、元軍の日本遠征を妨げる要因となりました。(70頁)	「大規模な侵攻」(83頁)	日本を侵略しようと(69頁)	元の襲来 元寇(62頁)	元寇(80頁)
	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：○
(4) 琉球	九州からの移住者等触れず	九州からの移住者等触れず	九州からの移住者等触れず	九州からの移住者等触れず	九州からの移住者等触れず	九州からの移住者等触れず	九州からの移住者等触れず	九州からの移住者等記す(174頁)
	評価：×	評価：×	評価：×	評価：○	評価：×	評価：×	評価：○	評価：○
(5) 秀吉朝鮮出兵	「朝鮮侵略」の小見出し(111頁)	「秀吉の朝鮮への侵略」(121頁)	秀吉の外交と朝鮮侵略(111頁)	文禄慶長の役(107頁)	朝鮮侵略と日明交渉(116頁)	単元7「僧が見た朝鮮の民衆——秀吉の朝鮮侵略」(98頁)	文禄慶長の役	文禄慶長の役 朝鮮出兵(115頁)
	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：○	評価：○
(6) 兵農分離	* 社会の安定、平和な時代なくなる	武士による支配を固めていきました。(119頁)	兵農分離が進められ、武士が強い支配権をふるう近世社会の基礎が築かれました。(111頁)	兵農分離を進め、その後の身分制に基づく社会の土台をつくりました。(106頁)	身分が定まり(兵農分離)、社会の基礎となる仕組みが整った。(116頁)	身分による社会(109頁)	安定した近世社会のしくみが整い(116頁)	争いのない穏やかな社会秩序に基礎を置く、平和で安定した社会をつくり出しました。(126頁)
	評価：○	評価：×	評価：○	評価：○	評価：×	評価：×	評価：○	評価：○
(7) 浮世絵	ジャポニスム 浮世絵2頁大コラム(138~139頁)	ジャポニスムなし(153頁)	・「歌川広重の風景画……とゴッホが描いた油絵」の写真説明 日本の浮世絵は、ヨーロッパの絵画にも大きな影響を与え、「ジャポニスム」とよばれるようになりました。(139頁)	ミニコラム「世界に驚きを与えた浮世絵」ジャポニスム(140頁)	のちに海外に紹介され、ヨーロッパの画家たちにも影響を与えた。(145頁)	ジャポニスムなし(127頁)	ジャポニスムの大コラム(146~147頁)	「浮世絵とジャポニスム」の大コラム(141頁)
	評価：○	評価：○	評価：○	評価：○	評価：○	評価：×	評価：○	評価：○
(8) 四民平等	身分制度の廃止(169頁)	身分制度の廃止と四民平等(181頁)	身分制度の廃止と四民平等(169頁)	古い身分制の廃止(171頁)	身分制度の廃止と四民平等(173頁)	古い身分の廃止と新しい身分(163頁)	身分制度の廃止(178頁)	身分制度の廃止(167頁)

トピック	東京書籍	日本文教出版	教育出版	帝国書院	山川出版	学び舎	育鵬社	自由社
	評価：×	評価：×	評価：○	評価：○	評価：×	評価：×	評価：×	評価：○
(9)衆院選挙権	有権者は総人口の1.1%（約45万人）にすぎませんでした。（185頁）	当時の日本の人口の約1.1%（約45万人）にすぎませんでした。（200頁）	有権者は人口の約1.1%で、（181頁）	有権者は、裕福な地主や都市に住む人々に限られ、国民の約1.1%に過ぎませんでした。それでも国民が選挙を通じて政治参加できるようになったのは大きな変化であり、有権者はだんだんと増えていきました。（187頁）	有権者数は、全人口の約1%（約45万人）に過ぎなかった。（189頁）	有権者は、……総人口の約1%でした。植木枝盛や中江兆民らが当選し、自由民権派の流れをくむ政党が過半数の議席を占めました。多数の衆議院議員は、地租の軽減を主張し、軍事費を増やす政府の予算案に反対しました。政府は、一部の議員に金を渡して買収しました。兆民は怒って議員を辞職してしまいました。女性には選挙権が認められませんでした。また、政治集会への参加や政治結社への加入も法律で禁止されました。（175頁）	有権者は総人口の1.1%にすぎませんでした。（193頁）	側注②当時、イギリス、アメリカなど、どこの国でも身分や納税額などによって選挙権は限られていました。（185頁）
(10)憲政の常道	評価：○ 憲政の常道（226頁）	評価：× 憲政の常道なし（231頁）	評価：○ 憲政の常道（223頁）	評価：○ 憲政の常道（222頁）	評価：○ 憲政の常道（236頁）	評価：× 記載なし	評価：○ 憲政の常道	評価：○ 憲政の常道（219頁）
	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：○
(11)韓国統治	「韓国の植民地化」小見出し（192頁）	朝鮮語の授業時間が減らされ（208頁）	「日本の植民地政策」の小見出し（194頁）	日本は韓国を併合し、植民地としました（韓国併合）。……近代化が進められ、鉄道や鉱山などが整備される一方、学校で日本語や日本の歴史・地理が教えられ、朝鮮の文化や歴史を教える機会は減らされました。また、土地調査の結果、所有者があいまいな土地は没収されたため、作人となる者や、日本や『満州』へ移住せざるをえない者が出ました（196～197頁）	「日本の植民地」の大コラム下、「日本の植民地支配」の小見出し 基本的に悪く書く（200～201頁）	単元「土地を奪われた朝鮮の農民——韓国併行」（192頁）	わが国の朝鮮統治では、併合の一環として近代化が進められました。米の作づけが強いられたり、日本語教育など同化政策が行われたので、朝鮮の人々の日本への反感は強まりました。（201頁）	韓国併合ののち、日本は朝鮮総督府を置き、朝鮮の鉄道・灌漑施設をつくるなどの開発を行い、土地の所有権者を明らかにする土地調査を実施しました。また、学校を開設し、日本語教育とともにハングル文字を導入した教育を行いました。（198頁）
(12)人種平等	評価：× 記述なし	評価：× 記述なし	評価：× 記述なし	評価：○ 「人種差別撤廃への道」ミニコラム（215頁）	評価：× 記述なし	評価：× 記述なし	評価：○ 「幻の人種平等案」の小コラム（225頁）	評価：○ 「否決された日本の人種平等案」（216頁）
	評価：×	評価：×	評価：○	評価：×	評価：×	評価：×	評価：○	評価：○
(13)リットン調査団	調査団の報告に基づき、満州国を認めず、日本軍の占領地からの撤退を求める勧告を採択しました。（228頁）	「満州国」の不承認と占領地からの日本軍の引きあげなどを勧告しました。（243頁）	「満州での日本の権益は認めるが、満州国は日本がつくらせたもので独立国と認められず、日本軍は占領地から撤退するように」という勧告」（233頁）	満州国を承認せず日本に軍隊の引き揚げを勧告しました。（237頁）	満州における中国の主権を認め、占領地から日本軍が撤兵するよう勧告した。（238頁）	日本軍は占領地から満鉄線周辺まで撤退すべきとの勧告案が出され（221頁）	調査団は日本の権益に対する中国側の侵害を認めつつも、満州国を独立国と認めませんでした。（237頁）	調査団は、満州における日本の権益の正当性や、満州に在住する日本人の権益と安全がおびやかされていることを認めました。他方で、調査団は日本による満州国建国を認めず、占領地からの日本軍の撤兵と満州の国際管理を勧告しました。（231頁）

トピック	東京書籍	日本文教出版	教育出版	帝国書院	山川出版	学び舎	育鵬社	自由社
	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：×	評価：○
(14)「南京事件」・通州事件	<p>本文一首都の南京を占領し、その過程で、女性や子どもなど一般の人々や捕虜をふくむ多数の中国人を殺害しました(南京事件)。</p> <p>側注①この事件は「南京大虐殺」とも呼ばれます。被害者の数についてはさまざまな調査や研究が行われていますが、いまだに確定していません。</p>	<p>12月に占領した首都南京では、捕虜のほか、女性や子どもを含む多数の住民を殺害しました(南京事件)。</p> <p>側注②当時、この事件は日本国民には知らされませんでした。戦後、極東国際軍事裁判に当時の調査資料が提出され、その後の研究で、部隊や将兵の日記にもさまざまな殺害の事例が記されていることがわかりました。ただし、知られていない殺害がどれだけあるのか、全体像をどうとらえればよいのかなど、さらに研究が必要な部分があります。(244頁)</p>	<p>12月に占領した首都の南京では、捕虜や住民を巻き込んで多数の死傷者を出しました。</p> <p>側注①このできごと(南京事件)は、戦後の極東国際軍事裁判(東京裁判)で明らかにされました。犠牲者の数などについては、さまざまな説があります。(235頁)</p>	<p>南京では、兵士だけでなく多くの民間人が殺害されました(南京事件)。</p> <p>側注②この事件は、諸外国から非難されましたが、戦争が終わるまで日本国民に知らされませんでした。死者数を含めた全体像については、調査や研究が続いています。(238頁)</p>	<p>側注①この際、日本軍は女性や子どもなどの一般の人々や捕虜をふくむ多数の中国人を殺害した(南京事件)。(240頁)</p>	<p>日本軍は12月、南京を占領しました。このとき、国際法に反して大量の捕虜を殺害し、老人・女性・子どもをふくむ多数の市民を暴行・殺害しました(南京事件)。</p> <p>小コラム「南京市に住んでいた夏淑琴(当時8歳)の話」 屋近くに銃剣を持った日本兵が家に侵入してきました。逃げようとした父は撃たれ、母と乳呑み児だった妹も殺されました。祖父と祖母はピストルで、15歳と13歳だった姉は暴行されて殺されました。私と4歳の妹は、こわくて泣き叫びました。銃剣で3カ所刺されて、私は気を失いました。気がついたとき、妹は母を呼びながら泣いていました。家族が殺されてしまった家で、何日間も妹と二人で過ごしました。 (一部要約(笠原十九司『体験者27人が語る南京事件』より)(225頁))</p>	<p>側注⑤このとき、日本軍によって、中国の軍民に多数の死傷者が出た(南京事件)。この事件の犠牲者数などの実態については、さまざまな見解があり、今日でも論争が続いている。(238頁)</p>	通州事件の小コラム(233頁)
	評価：○	評価：×	評価：○	評価：×	評価：○	評価：×	評価：○	評価：○
(15)ポツダム宣言	<p>1945年7月、連合国はポツダム宣言を発表し、日本に対して軍隊の無条件降伏や民主主義の復活、強化などを求めました。(239頁) ※有条件降伏的</p>	<p>日本に無条件降伏をうながすポツダム宣言(252頁)</p>	<p>日本の降伏の条件を示すポツダム宣言(246頁)</p>	<p>日本の無条件降伏を促す共同宣言を出しました。(249頁)</p>	<p>日本軍への無条件降伏をうながす共同宣言を発表した(ポツダム宣言)。(248頁) ※側注①をみると、条件付き降伏と捉えていることはわかる。</p>	<p>日本に対して無条件降伏を求めるポツダム宣言(242頁)</p>	<p>日本の降伏条件を示したポツダム宣言(246頁)</p>	<p>日本に対する降伏条件を示したポツダム宣言(245頁)</p>

トピック	東京書籍 評価：×	日本文教出版 評価：○	教育出版 評価：×	帝国書院 評価：○	山川出版 評価：×	学び舎 評価：×	育鵬社 評価：○	自由社 評価：○
(16)慰安婦	多数の朝鮮人や中国人が、意思に反して日本に連れてこられ、鉱山や工場などで劣悪な条件下で労働を強いられました。こうした動員は女性にもおよび、戦地で働かされた人もいました。(237頁) ※前回も同じ記述	記述なし	多くの朝鮮人女性なども工場などに送り出されました。(245頁) ※前回も同じ記述	記述なし	側注①戦地に設けられた「慰安施設」には、朝鮮・中国・フィリピンなどから女性が集められた(いわゆる従軍慰安婦)。(247頁)	単元12【問い直される戦後一日中国交正常化と東アジア】 小コラム【問い直される人権の侵害】 1991年の韓国の金学順の証言をきっかけとして、日本政府は、戦時下の女性への暴力と人権侵害についての調査を行った。そして、1993年にお詫びと反省の気持ちをしめず政府見解を発表した。このように、東アジアでも戦時下の人権侵害を問い直す動きがすすんだ。アメリカ・オランダなど各国の議会もこの問題を取り上げた。現在、世界各地の戦時下の暴力や人権侵害の責任が問い直されるようになっている。(271頁) 「河野洋平官房長官談話」(一部要約)掲載。 側注 ※現在、日本政府は「慰安婦」問題について「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような資料は発見されていない」との見解を表明している。(271頁)	記述なし	記述なし
(17)侵略の語	①第6章第3節「世界恐慌と日本の中国侵略」 ②「日米交渉の決裂」下、「侵略的な行動を止めませんでした。」(234頁)	記述なし	記述なし	記述なし	記述なし	①第6章第3節「世界恐慌と日本の中国侵略」 ②「日米交渉の決裂」下、「侵略的な行動を止めませんでした。」(234頁) ①単元4【鉄道爆破から始まった一日本の中国侵略一】(220頁) 「日本の侵略、中国の抵抗」小見出し(224頁)	記述なし	記述なし
評価合計(○の数)：	4	4	8	8	5	1	12	16